

## 令和2年度第3回生駒市法令遵守委員会会議録（要旨）

日 時：令和2年8月11日（火）午後1時30分～午後4時15分

場 所：生駒市役所 4階 402会議室

出席者：【委員】 丹羽委員長、九鬼委員、八木委員

【事務局】 杉浦総務部長、飯島総務課長、立田総務課課長補佐、  
大石総務課法制係長、葛葉総務課係員

会議内容：

### 1 令和元年度法令遵守推進制度に係る報告書の提出

- ・午後1時30分から市長と面談、令和元年度法令遵守推進制度に係る報告書の提出を行う。

### 2 令和2年度第2回委員会会議録の確認

（委員） 会議録内に用悪水路とあるが、用水路の間違いではないか。

（事務局） 用悪水路で間違いない。管理上の名称として用水路と用悪水路を使い分けている。

- ・その他の意見なしにより承認

### 3 法令遵守推進制度の運用状況（令和2年6月分）

（事務局） 資料3～5で説明。今回は7件の要望等記録があり、約半数の3件が公職者からのものとなっている。不当要求行為が疑われるという報告はなかった。

（委員） No.11について、要望者に対する回答内容に手書きで加筆しているが、何と書いているのか。

（事務局） 男女共同参画プラザの女性相談を紹介と書いている。

（委員） No.12について、ゼンリン地図における資源ごみ集積所印を訂正して欲しいというのは、どういうことか。

（事務局） 環境保全課に閲覧用として、各地域のごみ集積所を記した住宅地図を置いている。その地図上の集積所の位置が違うということで訂正してほしいという要望であり、既に対応を終えている。

（委員） これは本当に間違っていたため訂正したのか。間違っていると何か困るという趣旨で要望されているのか。

（事務局） 正しい場所に印をつけてほしいとの要望である。収集車がごみを収集するときに、あるべきはずの場所に集積所がないと困るため、実際の場所と市で把握している場所は合ってなければいけない。

（委員） No.13について、国の通知はあるが、奈良県の取扱いに基づくものなので、診断書猶予を希望する場合は個別の相談になるということか。

（事務局） その通りである。

（委員） No.14について、不当要求行為なのではないかと思う。

（事務局） 担当課としては、繰り返しの要望ではなく、また、市民の方が最終的に事業所

を希望したということで不当要求行為ではないと判断したのではないかと思う。

(委員) 報告書の備考欄に、このような事業者への組織的な対応方法を検討する必要があると記載があり、起票者も同様の要望がこれからも出てくる可能性があると思っているのではないかと思う。

(委員) No. 15 について、平成 31 年に起きた事故について説明してほしい。

(事務局) 写真を配布して説明。事故のあった場所は柵を設置しても有効幅員が確保できる場所であったため、柵を設置した。要望のあった場所は柵を設置すると有効幅員が確保できず車椅子も通行しにくくなるため柵の設置はできないということである。

(委員) No. 16 について、対応方針として当該路線のバイパス工事の推進を図ることで解消されるとあるが、バイパス工事はいつ完成の予定か。

(事務局) 工事の計画はあるが、まだ用地買収を進めている段階なので、完成はかなり先になる見込みである。

(委員長) No. 17 について、市で管理しているアカウントに議員から連絡があったのか。

(事務局) 職員個人のアカウントに連絡があったと思う。

(委員長) 個人的なアカウントでのやり取りはよくない。もしこのようなツールで連絡を取りたいのであれば市の公式のアカウントを作成した上で行うべきである。

(委員) 要望にある、清掃や補修、高木の剪定は市の職員が行っているのか。

(事務局) 基本的には業者に発注して行っている。ただし、高木を毎年剪定しているわけではない。その都度対応しているのが現状である。

#### 4 その他

- ・ 次回の会議は、9月1日（火）14時30分から開催

#### 〔配布資料〕

〔資料1〕 令和元年度法令遵守推進制度に係る報告書

〔資料2〕 令和2年度第2回法令遵守委員会会議録（案）

〔資料3〕 法令遵守推進制度の運用状況表

〔資料4〕 要望等記録一覧表（令和2年6月分）

〔資料5〕 要望等記録票兼報告書（令和2年6月分）

〔新聞記事〕